

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

ページ

1	職員給与関係資料	
第1表	適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	1
第2表	適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	2
第3表	平均給与月額	3
第4表	扶養親族数別人員	3
第5表	単身赴任手当の支給状況	4
第6表	管理職手当の支給状況	4
第7表	地域手当の支給状況	4
第8表	住居手当の支給状況	5
第9表	通勤手当の支給状況	5
第10表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	6
第11表	短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員	6
第12表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	7
第13表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	27
2	民間給与関係資料	
第14表	産業別、規模別調査事業所数	36
第15表	職種別給与額等	37
第16表	職員と民間事業所従業員との対応関係	44
第17表	職員給与と民間給与の較差	44
第18表	給与改定の状況	45
第19表	定期昇給の実施状況	45
第20表	昇給制度の状況	45
第21表	学歴別初任給	46
第22表	初任給の改定状況	46
第23表	特別給の支給状況	47
第24表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	47
第25表	家族手当の支給状況	47
第26表	雇用調整等の実施状況	48
第27表	賃金カット等の実施状況	48
第28表	異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況	49
第29表	単身赴任手当の支給状況	49
第30表	単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況	49
3	生計費関係資料	
第31表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）	50
4	労働経済関係資料	
第32表	労働経済指標	51
5	人事院勧告・報告関係資料	
	給与勧告の骨子	53
	公務員人事管理に関する報告の骨子	56

1 職員給与関係資料

平成26年4月現在における職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の実態を調査したものである。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	10,185	43.6	21.3
行政職給料表	3,177	43.1	21.2
公安職給料表	1,212	37.7	16.7
教育職給料表(1)	1,740	44.9	22.3
教育職給料表(2)	3,678	45.6	22.9
研究職給料表	154	41.5	18.1
医療職給料表(1)	20	43.6	19.9
医療職給料表(2)	115	40.4	17.1
医療職給料表(3)	52	38.4	14.5
海事職給料表	37	39.1	18.3

(注) 1 企業局に勤務する職員(40人)、病院局に勤務する職員(1,067人)及び現業職給料表の適用を受ける職員(199人)は含まれていない。(以下各表において同じ。)

2 再任用職員(31名:うちフルタイム勤務職員21名、短時間勤務職員10名)は含まれていない。(第10表及び第11表を除く。)

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	83.4	4.0	12.5	0.0	61.8	38.3
行政職給料表	100.0	70.7	6.6	22.6	0.1	66.8	33.2
公安職給料表	100.0	55.5	3.2	41.2	0.2	92.7	7.3
教育職給料表(1)	100.0	95.1	2.2	2.6	—	58.0	42.0
教育職給料表(2)	100.0	99.2	0.8	—	—	48.8	51.2
研究職給料表	100.0	99.4	0.7	0.0	—	84.4	15.6
医療職給料表(1)	100.0	100.0	—	—	—	65.0	35.0
医療職給料表(2)	100.0	78.3	20.9	0.9	—	51.3	48.7
医療職給料表(3)	100.0	7.7	92.3	—	—	0.0	100.0
海事職給料表	100.0	24.3	43.2	32.4	—	100.0	0.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第3表 平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	310,277 円	342,303 円
扶養手当	9,641	9,314
管理職手当	8,266	5,847
地域手当	676	382
その他の手当	5,874	8,662
合計	334,734	366,508

(注) 給料には、切替えに伴う差額及び教職調整額を含む。

第4表 扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	1,499 人	542 人	803 人	154 人
2人	1,765	612	1,694	121
3人	1,244	696	1,239	98
4人	432	338	432	70
5人	59	51	59	23
6人以上	11	8	11	9
計	5,010	2,247	4,238	475

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

2 全職員の1人当たりの平均扶養親族数は、1.1人である。

3 全給料表適用者のうち手当受給者1人当たり平均手当月額は、18,936円である。

第5表 単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当 月額
	100km 未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上		
受給者	人 109	人 50	人 3	人 0	人 10	人 2	人 2	人 0	人 0	人 176	円 27,011

第6表 管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	特4種	5種	6種	7種	8種
職員の区分	部長	次長	本庁課長	室長 校長	副校長	校長 教頭	指導主査	教頭	部主事
受給者	人 13	人 48	人 155	人 184	人 18	人 220	人 1	人 134	人 29
区分	1種 (特定職)	2種 (特定職)	3種 (特定職)	4種 (特定職)	5種 (特定職)	受給者計		手当受給者 1人当たり 平均手当月額	
職員の区分	理事監	参事監	総合 事務所 課長	総合 事務所 室長	検査 専門員				
受給者	人 4	人 35	人 139	人 52	人 15	人 1,047	円 56,879		

(注) 職員の区分については、主な職務について記載した。

第7表 地域手当の支給状況

区分	地域手当 支給区分	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	非支給地
			18%	15%	12%	10%	6%	3%	
人員 (構成比)		人 72 (100.0%)	人 23 (31.9%)	人 14 (19.4%)	人 4 (5.6%)	人 4 (5.6%)	人 5 (6.9%)	人 2 (2.8%)	人 20 (27.8%)
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 54,056	円 55,742	円 53,052	円 40,263	円 27,510	円 15,530	円 8,337	円 75,092

(注) 1 平均手当月額には、医療職給料表(1)適用職員に支給されるものを含む。

1 1級地の支給割合は、平成26年4月1日現在のものである。

第8表 住居手当の支給状況

区 分		人 員 等
受 給 者		1,922 人
手当月額11,000円未満の受給者		5
手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者		940
手当月額27,000円の受給者		977
手当受給者1人当たり平均手当月額		24,826 円

配偶者の居住する 借家・借間	受 給 者	手当支給者1人当たり平均手当月額
	4 人	13,500 円

第9表 通勤手当の支給状況

区 分		人 員 等
受 給 者		8,673 人
交通機関等のみを利用する者		302
交通用具のみを使用する者		8,230
交通機関等と交通用具を併用する者		141
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額		16,070 円
交通用具の使用者1人当たり平均手当月額		8,299 円

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	1	人	人	1人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	4					3			1		
教育職給料表(1)	6		3	3							
教育職給料表(2)	8			8							
医療職給料表(2)	1			1							
海事職給料表	1			1							
給料表計	21										
60歳	13										
61歳	5										
62歳	3										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表について同じ。)

第11表 短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	1	人	人	1人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	5					4	1				
教育職給料表(1)	2		1	1							
研究職給料表	1		1								
医療職給料表(2)	1			1							
給料表計	10										
60歳	3										
61歳	4										
62歳	2										
64歳	1										

(注) 再任用職員のうち、短時間勤務職員の状況である。

第12表 適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3								1	
4									
5									
6		1							
7									
8									
9	5								
10	1								
11									
12									
13									
14	4			1					2
15									1
16	2								1
17									
18		6							2
19	4	7							2
20	2	1				1	1		1
21	1	7						1	1
22		21						1	1
23		7							2
24	7	2	1						1
25		10						3	3
26		2							
27		45	1					1	
28		2	1						
29	19	5						3	
30	7	9	3				1	6	
31	3	42	2					1	
32	3	5	1					6	
33		17	11						
34	34	5					1	2	
35	4	30	3			1	2	2	
36	6	6	5				2	1	
37	1	16	10				4		
38	1	14	4				1		
39	41	32	8				3	3	
40	3	5	4				1	1	
41	1	6	21				2	7	
42	2	16	4	1		1	2		
43	7	32	8				2		
44	44	12	15	1					
45	8	16	20	2		1	5		
46	5	10	7	1		1	3		
47	8	28	10	3		1	4		
48	3	9	14			2	2		
49	28	16	12	1					
50	2	13	11	2	1	1	1		
51		46	21	6	1	2			
52	1	7	13	5	1	4			
53		14	22	8	2	2	6		
54	3	12	9	3	2	4			
55		32	19	3	12	11			
56	1	9	26	9	11	14			
57		10	29	12	13	11			
58	1	18	19	10	17	5			
59	3	20	27	13	18	7			
60		7	26	27	31	3			
61	1	7	32	20	36	6			
62		10	19	19	19	11			
63		12	25	8	32	14			
64		9	23	18	18	7			
65	2	7	25	14	14	10			
66		5	19	8	7	20			
67	3	20	20	8	6	17			
68	2	3	15		10	14			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69	1	7	12		4	20			
70		8	15		13	14			
71	1	15	12		6	16			
72		6	10		9	13			
73		5	11		13	87			
74		9	7		16				
75	2	8	10		18				
76		10	8		13				
77		5	10		20				
78	2	6	5		10				
79		12	12		18				
80	1	6	4		8				
81		12	3		11				
82		10	5		5				
83		4	14		4				
84		6	1		4				
85		5	3		41				
86		4	7						
87		5	15						
88		5	4						
89		2	10						
90		5	4						
91		1	11						
92		2	4						
93	3	5	13						
94		2	8						
95		7	5						
96		4	13						
97		3	15						
98		5	8						
99		4	12						
100		4	4						
101		4	6						
102			8						
103		5	8						
104		6	2						
105			2						
106		2	3						
107		3	1						
108		1	1						
109		2	1						
110		1							
111			2						
112									
113									
114									
115									
116									
117			10						
118		1							
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		12							
計	283	932	875	203	464	321	43	39	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、
 該当人員0の号給は空欄とした。(以下同じ。)

適用職員数	3,177人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	13								
8	1								
9									
10									
11	17								
12	1								
13									
14	1								
15									
16	2								
17	21		4						
18	2								
19		16							
20		3			1				
21	3	2	6						
22	22	3							
23		12	1						
24	3		2						
25		3	1						
26	1	2	1						
27	18	3	4	2					
28	2	1	1						
29	2	18	9	1					
30	1		5	2					
31	9	2	6	3					
32	1	1	1		1				
33	3	4	10	6					
34	1	24	3	2					
35	6		4	3					1
36	1	3	5	5	1				4
37	2	1	9	7					6
38		3	2	1					
39	6	19	6	2	2				
40		5	2	3					
41	1	7	16	8	1		2		
42		4	2	6	1				
43	2	7	10	5					
44	3	2	8	3	3				
45	1	3	4	7					
46	1	6	4	6	1				
47	1	9	7	5					
48	1	6	4	4	1		1		
49		6	7	6	3				
50		1	7	1	1				
51		12	8	9					
52		2	5	4			1		
53		4	11	1	2	1		1	
54		4	7	5		1	2	1	
55		2	4	4	1		2	1	
56			6	6	1	1		1	
57		6	8	2			2	9	
58		1	7	2	1		3		
59		2	8	1	1				
60		3	8	5	3		8		
61			1	3			3		
62			2	6	1		5		
63			3	4		1	4		
64			3		1	1	1		
65			3	3	2		6		
66			3	5	1	1	2		
67			2	3	3	2	2		
68			3	2		3	6		
69			2	2	2	2	2		
70			3	2	1	5	2		
71			6	4	1	1	2		
72			1	4	2	1	3		
73			1	2	1	2	8		
74				1	1	3			
75				2	2	1			
76				4	2	2			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	4	4	1			
78				1	2	2			
79			1	5	2	1			
80				4		1			
81				4	1				
82				1					
83				2					
84				2	1				
85				2	4	3			
86				3					
87				2					
88				1					
89				4					
90				1					
91				5					
92			1	4					
93				1					
94				2					
95			1	5					
96				1					
97				3					
98				2					
99				2					
100				9					
101				6					
102				7					
103				10					
104				7					
105				5					
106				6					
107				8					
108				5					
109			1	5					
110				6					
111				4					
112				8					
113			1	4					
114				5					
115			1	7					
116			1	9					
117			1	6					
118				5					
119			1	3					
120				4					
121				7					
122			1	4					
123			1	2					
124				1					
125				15					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137			1						
138									
139			1						
140			1						
141									
142			1						
143									
144									
145									
計	150	212	273	392	59	36	67	12	11

適用職員数	1,212人
-------	--------

教育職給料表 (1)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		4			
11					
12					
13		1			
14					
15		2			
16					
17		2			
18					
19					1
20		3			
21		1			
22		5			
23		1			
24					
25		2			
26					
27		3			
28					
29		4			4
30					6
31		3			1
32					1
33		4			1
34		1			5
35		5			1
36		1			2
37		12			2
38		1			1
39		3			1
40		3			
41		11			2
42		3			2
43		6			
44		5			
45		13			
46		1			2
47		6			
48		1			
49		15			1
50		4			
51		9			
52		3		1	
53		28			
54		4		1	
55		10			
56		12		3	
57		31		2	
58	1	2		3	
59		9		5	
60		2		3	
61	2	17		6	
62		9		4	
63	1	13		2	
64		6		5	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65	2	32		2	
66		2		5	
67		18		5	
68	1	8		2	
69	1	29		3	
70		7		1	
71		22		4	
72	1	21		4	
73	3	24		1	
74		6		3	
75	1	27	4	2	
76	1	9	2		
77	4	32		2	
78		14	2	1	
79	1	21			
80	2	17	2		
81	2	33	2		
82	1	14	1		
83	1	25			
84	2	7			
85	1	42			
86		7	1		
87		17	1		
88		14			
89	2	28			
90		9			
91	4	14			
92	4	14			
93	3	22			
94	2	8			
95		28			
96	2	9			
97	2	13			
98	2	15			
99	3	21			
100		19			
101	5	20			
102		15			
103		39			
104		21			
105	1	25			
106	1	29			
107	2	28			
108		32			
109	2	35			
110		26			
111		15			
112	1	17			
113		38			
114	2	26			
115		26			
116	1	32			
117		16			
118	1	27			
119		26			
120		28			
121		26			
122		13			
123		13			
124		6			
125		9			
126		8			
127		2			
128	1	2			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		5			
130		5			
131		4			
132		4			
133	1				
134		1			
135		1			
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148	1				
149					
150					
151					
152					
153	1				
計	72	1,550	15	70	33

適用職員数	1,740人
-------	--------

教育職給料表(2)

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		11			1
18					
19		2			
20					2
21					2
22		14			8
23					14
24		2			7
25		1			9
26					12
27		25			10
28					18
29		11			10
30		1			11
31					17
32		31			7
33		1			10
34		5			6
35		2			3
36		1			3
37		33			3
38		1			7
39		16			4
40		3			3
41		28			4
42		2			5
43		19			3
44		5			2
45		24		1	2
46		7			2
47		6			1
48		7			
49		37			1
50		4			
51		15			
52		5			
53		40			
54					
55		12			
56		10			
57		39			
58		7			
59		8			
60		8			
61		33			
62		4			
63		20			
64		6		1	

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
65		35			
66		7		1	
67		21	1	4	
68		10	1	4	
69		51		3	
70		5		10	
71		16	1	13	
72		13	1	8	
73		46	2	7	
74		11		13	
75		15	3	18	
76		12	1	15	
77		46		11	
78		14	2	9	
79		23	1	15	
80		20	1	14	
81		44		10	
82		9	1	10	
83		29		5	
84		28		6	
85		49		7	
86		16		4	
87		19		3	
88		36		3	
89		61		1	
90		32		1	
91		33		1	
92		26		2	
93		44		1	
94		17			
95		32			
96		22			
97		47		1	
98		20			
99		31			
100		27			
101		51			
102		13			
103		26			
104		25			
105		41			
106		17			
107		21			
108		32			
109		43			
110		22			
111		44			
112		39			
113		33			
114		53			
115		82			
116		69			
117		72			
118		122			
119		116			
120		112			
121		96			
122		75			
123		38			
124		29			
125		35			
126		37			
127		37			
128		50			

職務の級 号 給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129		49			
130		49			
131		33			
132		47			
133		38			
134		28			
135		21			
136		23			
137		21			
138		16			
139		9			
140		11			
141		9			
142		3			
143		3			
144					
145		3			
146		2			
147					
148		3			
149		2			
計	0	3,273	15	202	188

適用職員数	3,678人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					1
34					
35					
36					
37					
38					
39	4				
40					
41	2				
42					
43			2		
44	3				
45					
46	2		1		
47		1			
48			2		
49	1	1			
50	1	1		1	
51	2		1		
52	2		3		
53		1	2	1	
54	3	2	1		
55		1			
56	1	1	1		
57			1		
58		1		1	
59	1		2		
60				2	
61	1	1	1		
62	1	3	1	1	
63	1				
64			1	1	

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65					
66	3		1		
67		1		1	
68		1		1	
69		1			
70		1			
71	3				
72			4		
73			1	1	
74			1		
75	1		1		
76		3	1		
77	1				
78	1	1			
79	2	1			
80			2		
81			1	1	
82	1	1			
83	1		1		
84			1		
85		1	1		
86	1	3			
87	2	1			
88		1			
89		1	2		
90					
91					
92	1	1			
93	2				
94		1			
95	1	2			
96	1				
97	1	1			
98	2	1			
99	1	1			
100		1			
101	1	1			
102					
103		2			
104	2				
105	1				
106					
107	1				
108					
109					
110	1				
111					
112	1				
113					
114	1	1			
115					
116					
117	1				
118					
119					
120	1				
121					
122					
123	1				
124					
125					
126	1				
127					
128					
129	1				
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138	1				

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
139	人	人	人	人	人
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
計	64	42	36	11	1

適用職員数	154人
-------	------

医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	2			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		
31				
32				
33	1	1		
34				
35		1		
36				
37				
38				
39				
40				
41			1	
42				
43				
44				
45	1			
46				
47				
48	2			
49				
50				
51				
52				
53				1
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78			1	
79			1	
80				
81			6	
82				
83				
84				
85				
計	6	3	10	1

適用職員数	20人
-------	-----

医療職給料表（2）

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19		1					
20		2					
21							
22							
23							
24							
25		2					
26							
27							
28							
29		1					
30		2					
31							
32	1						
33							
34		1					1
35		2					
36				1			
37							
38		1					
39		3		1		1	
40							
41		2			1		
42		4					
43		3					
44		1					
45		1					
46		2		1			
47			1				
48		1	1				
49			1		1		
50				1			
51		2		1	2	1	
52					1		
53			1	2	2		
54		1			1		
55						1	
56					1	1	
57						1	
58		1				1	
59		3	1		2		
60					1		
61		2		1			
62					1		
63		2					
64		1		1			

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66		1			1		
67		1		2	1		
68			2	1	1		
69		1	1	3			
70			1				
71		1		1			
72							
73							
74			1				
75		1	1				
76							
77							
78				1			
79		1					
80							
81				1			
82		1					
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103		1					
104							
105		5					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計	1	58	13	20	16	6	1

適用職員数	115人
-------	------

医療職給料表(3)

職務の級 号 給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18		2					
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27		1					
28		1					
29		1					
30		2					
31							
32							
33		1					
34		2					
35							
36							
37		1					
38							
39		1					
40							
41		1					
42		1					
43		1					
44		1					
45			1				
46							
47							
48		1					
49		1	1				
50		1					
51							
52							
53				1		1	
54		1					
55				1			
56							
57							
58							
59							
60		2			1		
61							
62		1					
63		1		1			
64		2					
65							
66					1		
67							
68							
69							
70			1				
71		1					
72		2	1				
73							
74		1					
75							
76		1					
77							
78							
79		1					
80				1			

号 給	職務の級						
	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
81							
82							
83		1					
84		1					
85							
86							
87							
88							
89		1					
90			1				
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107		1					
108							
109							
110							
111		2					
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119		1					
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132		1					
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
計	0	40	5	4	2	1	0

適用職員数	52人
-------	-----

海事職給料表

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22			1		
23					
24					
25					
26					
27		1			
28		1			
29		1			
30					
31					
32					
33					
34	1				
35					
36		1			
37		1			
38		1			
39					
40					1
41		1			
42	1				
43					
44	1			2	
45				1	
46		1			
47			1		
48			1		
49		1			
50			1		
51	1				
52			1		
53			1		
54			1		
55					
56					
57	1			1	
58					
59					
60			1		
61					
62					
63		1			
64					

職務の級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65			1		
66					
67		1			
68			1		
69		1			
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80				1	
81					
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97		1			
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	5	15	11	5	1

適用職員数	37人
-------	-----

第13表 適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4									4
19歳	4									4
20歳	3									3
21歳	11									11
22歳	17									17
23歳	39	1								40
24歳	50									50
25歳	52									52
26歳	42									42
27歳	21	19								40
28歳	9	38								47
29歳	5	48								53
30歳	3	55								58
31歳	2	60		1						63
32歳	3	60	1							64
33歳	4	63	10							77
34歳	2	70	12			1				85
35歳		64	22							86
36歳	1	53	29							83
37歳	1	50	38							89
38歳		45	39				1			85
39歳	1	31	55					1		88
40歳	2	44	71	2						119
41歳	1	32	73	8		1			1	116
42歳		35	91	12						138
43歳	1	31	55	15	1	1				104
44歳		21	62	21	5			1		110
45歳		15	60	18	15	2				110
46歳		17	37	23	17	2	1			97
47歳	2	17	36	17	24	5				101
48歳		7	29	25	42	6				109
49歳		7	32	16	43	8	2			108
50歳	1	16	23	9	38	15	2			104
51歳		5	20	12	55	23		1		116
52歳	1	11	19	4	51	29	1	2		118
53歳		2	14	5	35	37	5	5		103
54歳		3	18	5	36	44	7	6		119
55歳			3	2	26	27	1	6	5	70
56歳		2	7	3	26	32	2	5	2	79
57歳		2	7	3	21	28	8	5	5	79
58歳		3	10	2	17	34	4	3	4	77
59歳		5	2		12	25	9	4		57
60歳以上	1					1				2
計	283	932	875	203	464	321	43	39	17	3,177

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下同じ。)

公安職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	13									13
19歳	17									17
20歳	27									27
21歳	25									25
22歳	22	10								32
23歳	12	20								32
24歳	12	19	6							37
25歳	8	32	3							43
26歳	3	22	13							38
27歳	3	21	16							40
28歳	4	19	25							48
29歳	1	17	21	2						41
30歳	1	15	20	4						40
31歳		11	24	9						44
32歳	1	14	13	12						40
33歳	1	3	17	16						37
34歳		6	22	15						43
35歳		2	24	13	1					40
36歳		1	17	21						39
37歳			15	14	2					31
38歳			6	14	5					25
39歳			9	21	3					33
40歳			3	7	4					14
41歳			2	11	3		1			17
42歳			1	18	3		1			23
43歳			2	14	2	1				19
44歳				11	1	4	2			18
45歳			1	8	4		3			16
46歳				2	2	3	3			10
47歳				4		2	4			10
48歳				12	5		2			19
49歳			1	19	4	3	6			33
50歳			2	7	1	2	9			21
51歳			1	10	4	3	2			20
52歳			1	13	5	2	6			27
53歳			2	13	2	4	4	2		27
54歳				12	2	2	2	2	1	21
55歳				15		1	6	3	1	26
56歳			2	15	3	5	5		3	33
57歳				15	2	1	5	2	1	26
58歳			1	26		2	4	2	2	37
59歳			3	19	1	1	2	1	3	30
60歳以上										
計	150	212	273	392	59	36	67	12	11	1,212

教育職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳		4				4
24歳		3				3
25歳		7				7
26歳		8				8
27歳		5				5
28歳		6				6
29歳		19				19
30歳	2	20				22
31歳	2	24				26
32歳	2	23				25
33歳	3	41				44
34歳	3	53				56
35歳	5	40				45
36歳	3	54				57
37歳	3	38				41
38歳	2	60				62
39歳	5	59				64
40歳	6	56				62
41歳	9	70				79
42歳	7	70				77
43歳	5	70				75
44歳	3	70				73
45歳		57				57
46歳	2	78				80
47歳		58	1			59
48歳		62	6	1		69
49歳		72	2	1		75
50歳	2	61	1	7		71
51歳	2	69		6	1	78
52歳		66		8	1	75
53歳	2	50	2	14		68
54歳		40	1	4	2	47
55歳	1	35	1	8	5	50
56歳		28		9	7	44
57歳	1	29		5	7	42
58歳	1	24	1	3	5	34
59歳	1	21		4	5	31
60歳以上						
計	72	1,550	15	70	33	1,740

教育職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳		10				10
23歳		16				16
24歳		29				29
25歳		41				41
26歳		43				43
27歳		42				42
28歳		56				56
29歳		55				55
30歳		53				53
31歳		70				70
32歳		43				43
33歳		65				65
34歳		76				76
35歳		83				83
36歳		68				68
37歳		95				95
38歳		98				98
39歳		113				113
40歳		89				89
41歳		88				88
42歳		109				109
43歳		114				114
44歳		101				101
45歳		98	1			99
46歳		137				137
47歳		117	1			118
48歳		150	3	1		154
49歳		155	1	2		158
50歳		149	6	6		161
51歳		127	2	17		146
52歳		151		26	3	180
53歳		142		30	10	182
54歳		113	1	30	14	158
55歳		105		23	22	150
56歳		95		29	27	151
57歳		76		18	39	133
58歳		71		11	36	118
59歳		30		9	37	76
60歳以上						
計	0	3,273	15	202	188	3,678

研究職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳						
24歳	4					4
25歳	5					5
26歳	3					3
27歳	5					5
28歳	2					2
29歳	4					4
30歳	1					1
31歳	6					6
32歳	1	1				2
33歳	3	2				5
34歳	2	1				3
35歳	2	1				3
36歳	2	1				3
37歳	3	1				4
38歳	6	3				9
39歳	5	1				6
40歳	1	1				2
41歳		5	1			6
42歳	4	6				10
43歳	1	5	3			9
44歳	1	4	2			7
45歳			4			4
46歳	1	3	3			7
47歳		2	2			4
48歳		2	4			6
49歳	1	1	2	1		5
50歳		1	1			2
51歳	1		4			5
52歳		1	1	1		3
53歳			3	1		4
54歳			1	1		2
55歳			1			1
56歳			3	2		5
57歳			1	2		3
58歳				2		2
59歳				1	1	2
60歳以上						
計	64	42	36	11	1	154

医療職給料表（1）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	計
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳	2				2
27歳					
28歳	1				1
29歳					
30歳					
31歳					
32歳	2	1			3
33歳					
34歳	1	1			2
35歳					
36歳		1			1
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳			1		1
42歳					
43歳					
44歳			1		1
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳			1		1
50歳			1		1
51歳					
52歳					
53歳			1		1
54歳			1		1
55歳			1		1
56歳					
57歳				1	1
58歳			1		1
59歳					
60歳以上			2		2
計	6	3	10	1	20

医療職給料表（2）

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳		1						1
23歳		1						1
24歳		1						1
25歳		2						2
26歳		2						2
27歳	1	2						3
28歳		1						1
29歳		2						2
30歳		7						7
31歳		3						3
32歳		5						5
33歳		5						5
34歳		2						2
35歳		4	1					5
36歳		5	2	1				8
37歳			2	1				3
38歳		6	1					7
39歳				3				3
40歳		2		2				4
41歳			3					3
42歳		1	1	1	1			4
43歳			1	1	1			3
44歳				1	2			3
45歳			1	2	2			5
46歳		1		1	2			4
47歳					1			1
48歳		2	1		1			4
49歳				2				2
50歳					2			2
51歳		2		1	1			4
52歳				2	1			3
53歳		1						1
54歳				2	1			3
55歳						1		1
56歳						1		2
57歳					1			2
58歳						1	1	2
59歳						3		3
60歳以上								
計	1	58	13	20	16	6	1	115

医療職給料表（3）

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳		1						1
25歳		2						2
26歳		1						1
27歳		2						2
28歳								
29歳		5						5
30歳		2						2
31歳		3						3
32歳								
33歳		1						1
34歳		2						2
35歳		2						2
36歳		3	1					4
37歳		1						1
38歳								
39歳		1						1
40歳		3						3
41歳			2	2				4
42歳		1		1				2
43歳		1						1
44歳		2						2
45歳								
46歳		2	1		1			4
47歳		1						1
48歳			1		1			2
49歳		1						1
50歳		1		1				2
51歳		1						1
52歳								
53歳						1		1
54歳		1						1
55歳								
56歳								
57歳								
58歳								
59歳								
60歳以上								
計	0	40	5	4	2	1	0	52

海事職給料表

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳	1					1
22歳						
23歳	2					2
24歳						
25歳		1				1
26歳	1					1
27歳	1					1
28歳		3				3
29歳		1				1
30歳		2	1			3
31歳						
32歳		1				1
33歳		1				1
34歳						
35歳		1				1
36歳			1			1
37歳						
38歳						
39歳						
40歳		1				1
41歳		1	1			2
42歳			2			2
43歳			1	1		2
44歳						
45歳		2	1			3
46歳			1			1
47歳						
48歳						
49歳				2		2
50歳			1	1		2
51歳		1				1
52歳						
53歳						
54歳			1			1
55歳				1		1
56歳			1			1
57歳						
58歳					1	1
59歳						
60歳以上						
計	5	15	11	5	1	37

2 民間給与関係資料

平成26年職種別民間給与実態調査の結果

平成26年4月現在における民間事業所従業員の給与等の実態を調査したものである。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された208事業所の中から無作為に抽出した147事業所（うち13事業所は調査不能等により集計対象外）である。

第14表 産業別、規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人 ~2,999人	500人 ~999人	100人 ~499人	50人 ~99人
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ・ 林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	1	—	—	—	1	—
鉱 業 、 建 設 業	11	3	—	—	2	6
製 造 業	59	1	2	3	38	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	25	8	2	2	10	3
卸 売 ・ 小 売 業	11	2	—	—	7	2
金融・保険業、不動産業	5	—	1	1	3	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	22	1	2	7	7	5
合 計	134	15	7	13	68	31

第15表 職種別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
事 務 係 職 種	支 店 長	9	53.5	681,912	0	681,912	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	54.5	767,639	0	767,639	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	51.8	541,017	0	541,017	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	2	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	89	53.2	533,763	619	533,144	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	62	53.4	546,257	664	545,593	
短 大 卒	7	51.8	433,719	0	433,719		
高 校 卒	19	52.8	530,153	722	529,431		
中 学 卒	1	*	*	*	*		
技 術 部 長	35	53.2	592,211	271	591,940	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	15	54.4	605,052	193	604,859		
短 大 卒	5	51.3	604,170	0	604,170		
高 校 卒	15	52.6	574,283	453	573,830		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	60	51.8	494,605	401	494,205	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	38	50.7	501,901	620	501,281		
短 大 卒	5	56.1	526,336	0	526,336		
高 校 卒	17	53.2	467,889	25	467,864		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	15	53.5	520,146	126	520,020	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大 学 卒	12	52.6	544,930	155	544,775		
短 大 卒	1	*	*	*	*		
高 校 卒	2	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	170	48.1	482,595	4,379	478,216	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	107	46.8	475,714	4,139	471,575		
短 大 卒	9	51.3	511,703	557	511,146		
高 校 卒	54	50.3	491,447	5,583	485,864		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	89	48.4	512,821	6,299	506,522	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職	
大 学 卒	58	48.6	508,507	3,259	505,248		
短 大 卒	6	45.7	553,551	7,602	545,949		
高 校 卒	24	48.0	503,662	13,608	490,054		
中 学 卒	1	*	*	*	*		

- (注) 1 調査実人員が2人以下の場合は、平均年齢及び平均支給額を*としている。(第15表共通)
 2 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に還元して算出した数値である。(第15表共通)
 3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)			
							円	円
事務 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	119	47.7	434,021	48,282	385,739	前記の課長に事故等のあるときの職務代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 職責が上記課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	
	大学卒	59	43.9	396,968	37,595	359,373		
	短大卒	9	47.1	423,963	56,690	367,273		
	高校卒	51	51.8	474,175	58,057	416,118		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	27	46.5	464,362	47,573	416,789		
	大学卒	16	43.7	405,316	27,912	377,404		
	短大卒	4	45.7	496,563	82,084	414,479		
	高校卒	7	52.4	554,139	62,448	491,691		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	294	43.5	354,538	43,736	310,802		*係の長又は係長級専門職
	大学卒	119	40.8	349,501	41,021	308,480		
短大卒	42	44.5	331,977	30,206	301,771			
高校卒	132	45.7	366,065	50,248	315,817			
中学卒	1	*	*	*	*			
技 術 係 長	150	44.5	436,558	72,157	364,401			
大学卒	66	42.5	395,965	61,215	334,750			
短大卒	15	41.3	436,885	62,411	374,474			
高校卒	69	46.9	469,878	83,153	386,725			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務主任	203	41.6	311,577	38,654	272,923	*係長等のいる事業所における主任 *係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 *係長等のいない事業所において、職責が上記主任と同等と認められる主任 *中間職（係長一係員間）		
大学卒	75	39.4	312,191	38,478	273,713			
短大卒	27	40.0	301,185	40,897	260,288			
高校卒	100	43.4	314,117	38,643	275,474			
中学卒	1	*	*	*	*			
技 術 主 任	147	42.0	362,461	54,852	307,609			
大学卒	66	40.4	369,443	69,507	299,936			
短大卒	9	40.0	351,617	52,157	299,460			
高校卒	71	43.4	358,435	42,816	315,619			
中学卒	1	*	*	*	*			
事務係員	1,124	37.8	277,591	31,990	245,601			
大学卒	437	35.2	283,579	34,355	249,224			
短大卒	178	39.3	258,300	25,687	232,613			
高校卒	506	39.5	278,966	32,001	246,965			
中学卒	3	36.2	246,678	43,808	202,870			
技 術 係 員	707	36.7	335,533	62,703	272,830			
大学卒	279	35.1	342,893	65,577	277,316			
短大卒	109	34.6	315,101	66,097	249,004			
高校卒	317	38.5	335,193	59,573	275,620			
中学卒	2	*	*	*	*			

(注) 4 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

5 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	8	54.4	709,285	0	709,285	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	38	53.6	591,292	327	590,965	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	16	52.3	694,714	0	694,714	
事 務 部 次 長	24	52.7	526,418	0	526,418	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	4	51.0	612,281	0	612,281	中間職（部長一課長間）
事 務 課 長	89	47.3	514,171	5,406	508,765	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	44	48.4	587,759	8,407	579,352	
事 務 課 長 代 理	74	48.8	453,949	58,257	395,692	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	10	48.6	547,040	52,770	494,270	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係員間）
事 務 係 長	95	41.6	380,783	50,791	329,992	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	61	45.4	518,571	92,829	425,742	
事 務 主 任	38	40.5	351,291	52,084	299,207	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	37	40.0	442,879	86,430	356,449	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
事 務 係 員	410	37.5	317,740	43,904	273,836	
技 術 係 員	295	37.4	381,383	78,518	302,865	

3 規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	1	*	*	*	*	* 構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	1	*	*	*	*	* 構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	44	53.1	480,797	1,071	479,726	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	15	54.2	493,374	724	492,650	
事 務 部 次 長	33	51.1	471,974	773	471,201	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	9	54.2	488,448	226	488,222	中間職（部長一課長間）
事 務 課 長	69	49.2	429,649	3,338	426,311	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	43	48.4	417,559	3,804	413,755	
事 務 課 長 代 理	38	45.8	386,703	21,440	365,263	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	14	45.7	391,766	20,500	371,266	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長一係員間）
事 務 係 長	170	45.2	343,182	42,326	300,856	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	78	44.3	373,164	55,614	317,550	
事 務 主 任	139	42.1	303,690	34,843	268,847	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	89	43.4	341,684	43,154	298,530	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
事 務 係 員	603	38.2	248,200	22,980	225,220	
技 術 係 員	336	35.7	271,256	37,831	233,425	

4 規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	7	51.6	479,752	0	479,752	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	4	53.5	479,440	0	479,440	構成員20人又は2課以上の部の長 職責が上記部の長に相当する部の長又は部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長	3	52.5	465,387	0	465,387	前記の部長に事故等のあるときの職務 代行者 職責が上記部の次長に相当する部の次 長又は部次長級専門職
技 術 部 次 長	2	*	*	*	*	中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	12	49.8	470,237	836	469,401	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
技 術 課 長	2	*	*	*	*	構成員10人又は2係以上の課の長 職責が上記課の長に相当する課の長又は課長級専門職
事 務 課 長 代 理	7	44.6	420,679	55,562	365,117	前記の課長に事故等のあるときの職務 代行者 直属の部下に係長又は部下4人以上を 有する課長代理
技 術 課 長 代 理	3	42.8	470,534	132,496	338,038	職責が上記課長代理に相当する課長代 理又は課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	29	41.7	318,740	26,196	292,544	係の長又は係長級専門職
技 術 係 長	11	40.9	339,276	50,902	288,374	係の長又は係長級専門職
事 務 主 任	26	40.9	290,462	36,334	254,128	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
技 術 主 任	21	39.0	313,362	51,173	262,189	係長等のいない事業所において、職責 が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	111	37.4	219,602	16,070	203,532	
技 術 係 員	76	36.8	282,807	54,704	228,103	

その2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)		
							円
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	3	43.1	199,998	11,668	188,330	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	1	*	*	*	*	
	守 衛	5	55.1	356,810	47,962	308,848	
	用 務 員	1	*	*	*	*	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室（係）の長
	主任 研 究 員	-	-	-	-	-	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医療関係職種	病 院 長	2	*	*	*	*	* 部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	62.5	1,113,388	117,387	996,001	上記病院長に事故等のあるときの職務代理者
	医 科 長	14	55.0	1,297,498	332,987	964,511	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	20	45.2	1,101,187	197,221	903,966	
	歯 科 医 師	2	*	*	*	*	
	薬 局 長	2	*	*	*	*	* 部下に薬剤師2人以上

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A-B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 劑 師	19	40.2	392,918	51,441	341,477	
	診療放射線技師	18	44.0	404,157	51,943	352,214	
	臨床検査技師	22	39.2	343,855	46,567	297,288	
	栄養士	25	34.4	229,001	7,514	221,487	
	理学療法士	62	30.7	272,998	17,319	255,679	
	作業療法士	71	31.0	269,183	8,335	260,848	
	総看護師長	5	58.7	479,277	13,745	465,532	部下に看護師長5人以上
	看護師長	45	51.7	422,093	28,926	393,167	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	147	41.0	350,651	54,919	295,732	
	准看護師	109	45.1	285,354	31,897	253,457	
教 育 関 係 職 種	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	3	57.5	530,179	3,200	526,979	
	高等学校教諭	41	47.9	433,433	9,874	423,559	

第16表 職員と民間事業所従業員との対応関係

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長	支店長、工場長 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課 長	課 長
5級			
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級		係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員、課長と係長の間に位置付けられる従業員、係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第17表 職員給与と民間給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	給与の較差 ①-② $\frac{①-②}{②} \times 100$
335,966 円	336,279 円	△313 円 (△ 0.09 %)

- (注) 1 較差は、ラスパイレス方式により算出したものである。
- 2 職員、民間事業所従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

第18表 給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	係員		29.3	16.5	0.0
課長級		21.4	18.8	0.0	59.8

第19表 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		79.9	77.8	22.5	6.5	48.8	2.1	20.1
課長級		72.7	69.2	22.4	5.7	41.1	3.5	27.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度 あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 なし
係員	規模計		84.4	37.6	67.6	36.0	15.6
		500人以上	82.5	32.5	68.3	37.2	17.5
		100人以上500人未満	86.5	42.1	61.8	34.8	13.5
		100人未満	83.3	36.7	76.7	36.7	16.7
課長級	規模計		78.8	32.9	61.1	32.7	21.2
		500人以上	71.4	24.2	55.0	33.9	28.6
		100人以上500人未満	83.8	41.3	58.8	31.5	16.2
		100人未満	80.0	30.0	73.3	33.3	20.0

(注) 1 昇給制度の内容は、複数回答である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は昇給制度ありとして集計した。

第21表 学歴別初任給

(単位：円)

職 種	学 歴	初 任 給 月 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	186,156
	短 大 卒	159,703
	高 校 卒	150,810

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

第22表 初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
				増 額	据 置	減 額	
大 学 卒	規 模 計		23.4	(11.2)	(86.5)	(2.3)	76.6
	500人以上		26.2	(6.1)	(93.9)	(0.0)	73.8
	100人以上500人未満		21.4	(23.2)	(70.8)	(6.0)	78.6
	100人未満		23.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	76.7
高 校 卒	規 模 計		12.0	(13.5)	(86.5)	(0.0)	88.0
	500人以上		12.0	(27.3)	(72.7)	(0.0)	88.0
	100人以上500人未満		11.2	(11.4)	(88.6)	(0.0)	88.8
	100人未満		13.3	(0.0)	(100.0)	(0.0)	86.7

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 特別給の支給状況

(単位：月分)

区分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下半期	2.07	2.16	1.89	2.19
上半期	1.93	2.17	1.71	0.79
年間の計	4.00	4.33	3.60	2.98

(注) 1 下半期は平成25年8月から平成26年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

第24表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	45.7	54.3	48.6	51.4	55.3	44.7
	500人以上	45.0	55.0	52.2	47.8	65.6	34.4
	100人以上500人未満	48.1	51.9	47.0	53.0	51.5	48.5
	100人未満	42.4	57.6	46.2	53.8	47.7	52.3

第25表 家族手当の支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	10,887
配偶者と子1人	15,694
配偶者と子2人	19,994

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第26表 雇用調整等の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	2.3
転 籍	0.6
希望退職者の募集	1.4
正社員 の 解 雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	1.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.1
残 業 の 規 制	1.2
一 時 帰 休 ・ 休 業	0.6
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.0
賃 金 カ ッ ト	1.1
計	5.9

- (注) 1 平成26年1月以降の実施状況である。
 2 複数回答のため、各項目の合計は計と一致しない。

第27表 賃金カット等の実施状況

(単位：%)

職 種	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係 員	1.7	17.6
課長級	1.7	17.6

- (注) 平成26年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業、又はワークシェアリングを実施した事業所の状況である。

第28表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

(単位：%)

給与の 支給額が 異なる	給与種目 (複数回答)				給与の 支給額が 同じ
	基本給	地域(都市)手当	住宅手当	その他	
64.9	3.5	53.9	16.0	3.2	35.1

(注) 事業所が異なる都道府県に所在する企業を100とした割合である。

第29表 民間における単身赴任手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	68.1
支給しない	31.9
単身赴任手当の支給方法が一律定額の 事業所における平均支給月額	41,471 円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

第30表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の
支給状況

(単位：%)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1~11回	12回	13~23回	24回	25回以上	平均	
65.4	(26.2)	(66.8)	(0.0)	(7.0)	(0.0)	9.5回	34.6

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置としての帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

第31表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成26年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,060	33,580	41,890	50,200	58,510
住居関係費	43,620	49,930	43,330	36,780	30,220
被服・履物費	3,000	6,280	6,490	6,690	6,880
雑費Ⅰ	21,760	35,030	47,580	60,120	72,660
雑費Ⅱ	11,370	34,200	37,640	41,070	44,590
計	103,810	159,020	176,930	194,860	212,860

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」（総務省）における鳥取市の調査結果（全世界帯・平成26年4月分）に基づく費目別平均支出金額（4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて求めた。

1人世帯については、全国の1人世帯の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の同支出金額の割合を乗じて求めた。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道及び家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育及び教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費及び仕送り金）

4 労働経済関係資料

第32表 労働経済指標

項目		年月		平成24年度	平成25年度	平成25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
		前年度比・前 年同期比(%)												
① 常用雇用指数 (調査産業計)				△ 0.3	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.0	0.0	0.1	0.3	
② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)		0.82	0.97	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.96	0.98	1.01	
	鳥取県	(倍)		0.70	0.85	0.80	0.82	0.85	0.87	0.88	0.89	0.93	0.95	
③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	4.3	3.9	4.1	4.1	3.9	3.9	4.1	4.0	4.0	3.9	
④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)		289.2	289.5	292.8	288.4	289.3	288.6	288.5	288.4	290.4	290.4	
		前年度比・前 年同期比(%)		△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.4	0.1	0.0	0.3	0.3	
	鳥取県	(千円)		244.3	245.5	248.6	241.1	246.3	246.4	247.0	245.5	244.1	244.9	
		前年度比・前 年同期比(%)		0.7	0.5	0.6	△ 1.2	0.6	1.1	1.3	1.0	△ 0.4	0.1	
⑤ 所定内給与	調査 産業計	全国	(千円)		265.4	264.6	267.8	264.4	265.2	264.3	264.3	264.6	265.3	264.8
			前年度比・前 年同期比(%)		△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.2
		鳥取県	(千円)		227.9	227.9	230.7	225.2	228.8	229.4	229.6	228.9	226.7	226.8
			前年度比・前 年同期比(%)		0.7	△ 0.0	0.4	△ 0.8	△ 0.4	0.7	0.7	0.9	△ 1.0	△ 0.7
	一般 労働者	全国	前年度比・前 年同期比(%)		0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.1	△ 0.2	0.0
		鳥取県	(千円)		266.0	264.6	269.3	262.2	264.2	265.5	266.2	265.6	262.6	263.2
⑥ 所定外給与 (調査産業計)	全国	(千円)		23.8	24.9	25.1	23.9	24.1	24.2	24.2	23.8	25.1	25.6	
		前年度比・前 年同期比(%)		△ 0.3	4.4	0.7	0.5	1.3	3.1	4.2	4.4	6.9	6.6	
⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		149.5	149.5	154.0	149.3	152.1	154.3	148.0	147.2	152.8	153.5	
		鳥取県	(時間)		152.3	152.1	158.4	151.2	155.7	157.1	149.9	148.9	155.6	155.0
⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)		12.1	12.6	12.7	12.1	12.1	12.4	12.0	12.3	12.8	13.0	
		鳥取県	(時間)		9.3	10.1	10.5	9.0	10.0	9.9	9.6	9.5	9.9	10.5
⑨ 消費支出	全国	二人以上 の世帯	(千円)		286.4	290.8	304.4	283.2	270.5	286.7	285.5	281.0	290.0	280.2
			前年度比・前 年同期比(%)		1.2	1.5	0.0	△ 1.9	△ 0.1	1.2	0.4	5.3	1.8	2.3
		二人以上 の世帯のうち 勤労者世帯	(千円)		314.2	318.7	340.2	308.1	296.2	310.0	312.8	314.6	314.2	300.0
			前年度比・前 年同期比(%)		1.8	1.4	0.0	0.9	0.9	△ 0.9	0.6	4.7	△ 0.3	△ 0.1
鳥取市	二人以上 の世帯	(千円)		289.7	264.8	286.7	247.3	237.5	233.7	257.8	240.4	246.7	267.3	
		(千円)		295.2	290.6	309.1	250.2	258.5	256.7	304.8	265.5	281.3	310.0	
⑩ 消費者物価指数 (総合)	全国	前年度比・前 年同期比(%)		△ 0.3	0.9	△ 0.7	△ 0.3	0.2	0.7	0.9	1.1	1.1	1.5	
	鳥取市	前年度比・前 年同期比(%)		△ 0.2	0.8	△ 0.6	0.4	0.0	0.7	0.9	1.0	1.0	1.1	
⑪ 国内企業物価指数			前年度比・前 年同期比(%)		△ 1.1	1.9	0.1	0.6	1.2	2.2	2.3	2.2	2.5	2.6

(注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪の増減率については、平成22年平均=100とした指数を基礎としている。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

12月	平成26年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	資料出所
0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	厚生労働省(毎月勤労統計調査)
1.03	1.04	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.10	厚生労働省
0.95	0.97	0.94	0.98	0.99	1.02	1.00	1.00	
3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.5	3.7	3.8	総務省(労働力調査)
289.8	287.8	288.5	291.4	294.9	290.8	291.9	291.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.2	0.7	0.2	0.7	0.7	0.8	0.9	1.2	
246.7	243.0	246.1	245.7	250.3	243.3	248.0	250.0	
0.4	1.1	0.4	0.3	0.7	0.9	0.7	1.5	
263.8	262.7	263.2	265.4	268.3	265.7	266.9	266.6	
△ 0.5	0.2	△ 0.3	0.1	0.2	0.5	0.7	0.9	
228.3	225.5	227.5	227.3	231.4	227.8	231.0	233.5	
△ 0.3	0.3	△ 0.2	0.2	0.3	1.1	1.0	1.8	
△ 0.3	0.3	△ 0.1	0.1	0.5	0.9	0.9	1.1	
265.0	263.4	263.9	264.2	268.6	264.0	267.4	267.8	
26.0	25.1	25.3	26.1	26.7	25.1	25.0	25.2	
6.4	6.5	5.8	6.4	6.4	4.9	3.6	4.0	
18.4	17.5	18.6	18.4	18.8	15.5	17.0	16.6	
148.8	141.6	145.3	147.3	153.5	147.5	152.9	155.6	
151.9	142.3	148.7	149.9	156.4	148.1	154.7	156.9	
13.3	12.5	12.6	13.4	13.4	12.5	12.4	12.6	
10.9	9.9	10.4	11.2	10.5	9.2	9.1	9.4	
334.8	298.0	267.6	345.7	302.6	272.2	273.8	280.7	総務省(家計調査)
2.8	3.3	△ 0.4	9.2	△ 0.6	△ 3.9	1.2	△ 2.1	
358.1	326.0	294.5	384.5	329.5	293.5	296.0	311.5	
△ 0.4	1.7	△ 1.4	9.6	△ 3.1	△ 4.7	△ 0.1	0.5	
326.0	261.5	257.1	315.2	279.4	273.7	238.1	262.4	
351.1	267.3	267.1	365.1	301.4	254.1	247.2	312.7	総務省
1.6	1.4	1.5	1.6	3.4	3.7	3.6	3.4	
1.4	0.9	1.3	1.5	3.2	3.2	3.7	3.2	
2.5	2.4	1.8	1.7	4.2	4.4	4.5	4.3	日本銀行

5 人事院勧告・報告関係資料

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

- ① 民間給与との較差(0.27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

- ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
 - ② 地域手当の見直し(級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し)
 - ③ 職務や勤務実績に応じた給与配分(広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等)
- * 平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的实施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率88.1%)

* 民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,090円 0.27% [行政職(一)…現行給与 408,472円 平均年齢43.5歳]
[俸給 988円 はね返し分(注) 102円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.12月(公務の支給月数 3.95月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

改定率 平均0.3% 世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給 民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ

② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定

(3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
26年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.75月	0.75月

〔実施時期等〕

- ・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年4月1日
寒冷地手当は平成27年4月1日（所要の経過措置）
- ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

〔俸給表等の見直し〕

- ① 行政職俸給表（一） 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ。1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務実績に応じた昇給機会の確保の観点から5級・6級に号俸を増設
- ② 指定職俸給表 行政職（一）の平均改定率と同程度の引下げ改定
- ③ ①及び②以外の俸給表 行政職（一）との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職（一）については引下げなし。公安職等について号俸を増設
- ④ その他 委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

〔地域手当の見直し〕

- ① 級地区分・支給割合 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
* 賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）
* 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）
- ② 支給地域 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）
- ③ 特例 1級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

2 職務や勤務実績に応じた給与配分

- (1) 広域異動手当 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ
- (2) 単身赴任手当 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設
- (3) 本府省業務調整手当 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ
- (4) 管理職員特別勤務手当 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給
- (5) その他 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施
- 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障）
- 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制

IV 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○ 雇用と年金の接続

- ・ 公務の再任用は短時間が約7割、補完的な業務を担当することが一般的
- ・ 平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員的能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
- ・ 本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○ 再任用職員の給与

- ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給
[実施時期：平成27年4月1日]
- ・ 本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

1 国家公務員法等の改正事項に関する人事院の取組

(1) 国家公務員法等の改正

- ・ 内閣総理大臣は、新たに幹部職員人事の一元管理、幹部候補育成課程、機構及び定員に関する事務等を行うこととなり、従来から行っていた事務も併せて担う組織として、内閣人事局を設置
- ・ 人事院は、引き続き、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能を担う
- ・ 今後は、それぞれが担う機能を十全に発揮し、所掌する制度を適切に運用していくことが重要

(2) 改正事項に関する人事院の取組の方向性

- ・ 幹部職員人事の一元管理について、公正確保の観点から意見を述べるなどの対応を行う
- ・ 任用、採用試験及び研修について、人事行政の公正の確保に絶えず留意しつつ、引き続き所掌することとされた事務を適切に実施
- ・ 級別定数の設定・改定等について、人事院が労使双方の意見を聴取して作成した設定・改定案を意見として提出すること等により、労働基本権制約の代償機能を的確に果たす

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の運用の改善の取組への必要な協力を行うとともに、評価者向け研修等の実施を通じ、各府省の人材育成を支援。評価結果の任免、給与等への適切な活用を各府省に要請

3 女性の採用・登用の拡大と両立支援の推進

(1) 女性の採用の拡大に向けた取組

より多くの優秀な女性が試験を受験するよう、誘致活動の強化及び総合職試験の内容等の見直し

(2) 女性職員の登用に向けた研修の拡充等の取組

地方機関の女性職員を対象とする研修を拡充するなど、女性職員の登用に向けた研修を充実

(3) 育児・介護のための両立支援策の検討

- ・ 育児について、職員の具体的なニーズ、民間企業における両立支援策の措置状況等を精査しながら、育児時間等の在り方について検討
- ・ 介護について、セミナー等を開催し、必要な情報の提供や職員の具体的なニーズの把握を行う
- ・ 在宅勤務等のテレワークについて、利用する職員の勤務時間管理の在り方等について検討

(4) 男性職員の育児休業等両立支援制度の利用促進

各府省に対して男性職員に育児休業等の両立支援制度の活用を促すよう要請するとともに、意識啓発のためのセミナーを開催

4 勤務環境の整備

(1) 長時間労働慣行の見直し

民間企業における取組状況や超過勤務が生ずる要因等に関する職員の意識について調査を行い、より実効性のある超過勤務の縮減策について検討

(2) ハラスメント防止対策

- ・ セクハラ防止研修の実施徹底や受講促進、苦情相談体制の整備等の措置を一層充実していく必要
- ・ 民間企業のパワハラ防止の取組等を参考にハンドブックを作成し配布するなど意識啓発を促進

(3) 心の健康づくりの推進

職員が円滑に職場復帰できるよう、試し出勤等の活用を促す。心の不調者の発生を未然に防ぐ観点から、e-ラーニング教材を作成し配布するとともに、職場環境改善の取組を推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

採用後一定期間継続勤務した後の夏季における弾力的な年次休暇付与について所要の措置を講じる

5 平成27年度採用試験等の見直し

総合職試験における外部英語試験の活用及び試験日程の後ろ倒しの円滑な実施に向けて準備を推進

6 研修の充実

より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発やカリキュラム作成等に取り組む